岡崎市鳥獣害対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農林産物被害を防止し、農林業の振興及び経営の安定を図るため、岡崎市鳥獣害対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を支出するものとし、その交付に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 「鳥獣害」とは、野生鳥獣の農林産物の食害等による生産性の甚大な被害をいう。
 - (2) 「電気牧柵」とは、固定した電線に電流を流して使用する柵をいう。
 - (3) 「防護柵等」とは、電気牧柵、ワイヤーメッシュ、網等により、鳥獣害から農林産物を守る資材をいう。
 - (4) 「樹木防護材」とは、樹木を囲い又は巻きつけて剥皮被害から林産物を 守る資材をいう。
 - (5) 「威嚇資材」とは、容姿又は動作等により鳥獣に恐怖心を与え、野生鳥獣が農林産物へ接近することを防ぐ資材で、市長が特に認めたものをいう。
 - (6) 「団体申請」とは、実施者が協同で実施する場合で、資材費の支出を団体で一括して行う場合を言う。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は次の表のとおりとする。

補助対象資材	補助対象者
防護柵等又は威嚇資材	市内在住の農業生産組合等の農林業関係団体及び 農林業者個人
樹木防護材	市内在住の林業関係団体及び林業者個人
はこわな又は囲いわな ※対象獣:猪、鹿、猿	市内在住の農業生産組合等の農林業関係団体
くくりわな ※バネを使用しないも のに限る	市内在住の農業生産組合等の農林業関係団体

(申請可能回数)

第4条 申請可能回数は、補助対象資材ごと、1年度につき、個人申請、団体申請で各1回とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は次の各号による。
 - (1) 市内の農林業被害地に設置する防護柵等又は威嚇資材の資材費
 - (2) 市内の林業被害地に設置する樹木防護材の資材費
 - (3) 市内の農林業被害地に設置するはこわな又は囲いわなの購入費用(部品費のみは除く)
 - (4) 市内の農林業被害地に設置するくくりわなの購入費用(部品費のみは除く)
- 2 前項において、次のものは補助対象外とする。
 - (1) 過去に補助金を受けて防護柵等一式又は一部の資材を調達し設置した場所に、再び資材を調達し設置しようとする場合で、前回の補助実施年度の翌年度から起算して5年を経過していないもの。

ただし、自然災害による損壊等その他やむを得ない事情を書類又は写真で確認できる場合であって、かつ市長が認める場合はこの限りではない。

- (2) 防護柵等及び樹木防護材、はこわな又は囲いわな、くくりわなの設置に用いる工具や動作確認に用いる機器、及び送料、事務経費等
- (3) 補助金額が1万円未満となるもの。
- (4) 他人に危険を及ぼすもの又は迷惑となり得る資材。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内かつ上限額の範囲 内で支出する。

申請者	補助対象資材	補助率	上限	補助金の額
個人	防護柵等又は 威嚇資材		500円×設置延長、又 は5万円のうち、少 ない方	
	樹木防護材	1/2 以内	500円×該当樹木本 数、又は10万円のう ち、少ない方	
団体等	防護柵等又は 威嚇資材		1,000円×設置延長、 又は100万円のうち、 少ない方	上限の範囲内で、 補助対象資材費× 1/2以内
	樹木防護材		1,000円×該当樹木本 数、又は100万円のう ち、少ない方	(千円未満切捨)
	はこわな又は 囲いわな		10万円	
	くくりわな		5万円	

- 2 別表中における設置延長については延べ設置延長(単位はメートルとする) とし、設置場所の農林地の延長とする。
- 3 防護柵等又は威嚇資材と、樹木防護材、はこわな又は囲いわな、くくりわ

なについて、併せて補助金交付申請した場合、補助対象資材ごとに上限の範 囲内で補助金を交付する。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市鳥獣害対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前に市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支予算書
 - (2) 実施計画書
 - (3) 見積書
 - (4) 設置予定地図面
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものと する。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付 することができる。

(変更等の申請)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業の変更等をしようとするときは、岡崎市鳥獣害対策事業費補助金(変更・中止)承認申請書(様式第2号)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (1) 設置場所の変更
 - (2) 補助事業を中止しようとする場合

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは岡崎市鳥獣害対策事業費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後30日以内(30日以内に当該年度の2月末日が到来する場合にあっては、当該年度の2月末日までの間)に市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支精算書
 - (2) 事業の実施に要した経費の支払いを証明する書類
 - (3) 設置完了写真
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、 補助事業者からの請求により交付する。

(財産の処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供してはならない。ただし、申請年度の翌年から5年を経過した場合は、この限りではない。
- 2 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(決定の取消)

第15条 補助事業者が補助金を他の用途に使用し、交付の決定の内容又はこれ に付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り 消すことができる。

(補助金の返環)

第16条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて、 その返還を命じなければならない。

附則

- 1 この要綱は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和6年3月31日限りでその効力を失う。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項(1)の規定は、平成20年度補助金交付分から適用する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は令和3年4月1日から施行する。

岡崎市鳥獣害対策事業費補助金交付申請書

年.	Ħ	
+	月	

(宛先) 岡崎市長

	〒 −
住所又に	以所在地
	団体名
(代表者)	氏 名 (※) (※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください
	電 話

鳥獣害対策事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
 - □ 田、畑、樹園地等の鳥獣被害地に設置する「防護柵等」の資材費及び、農林産物 に被害を与える鳥獣が接近することを防ぐ「威嚇資材」の資材費
 - □ 林産物(樹木)を剥皮被害から守る「樹木防護材」の資材費
 - □ 農林産物に被害を与える野生獣を捕らえる為の「はこわな又は囲いわな」及び「くくりわな」
 - ※1つの項目のみにチェックを入れること。
- 3 補助事業の完了予定日

年 月 日

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

補助金の額		円	*
算出の基礎	(補助対象事業費)	(補助率) 円 × 1/2以内	

- ※上限金額以内とし、千円未満は切り捨てる。
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 実施計画書
 - (3) 見積書、実施予定場所図面
 - (4) 仕様書等(防護柵の場合は省略可)
 - (5) 規約等の写し(農業生産組合以外の団体の場合)

岡崎市鳥獣害対策事業費補助金(変更·中止)承認申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

住所又は	が	生地_	 		
	団体	本名	 		
(代表者)		-		しない場合は、	(※) こてください
	電	話			

年 月 日付けで補助金の交付申請をしました鳥獣害対策事業について、 下記のとおり(変更・中止)しますので、承認してください。

記

- 1 変更・中止の理由
- 2 変更・中止の内訳

変更前	変更後

※事業地、事業量、金額等

3 添付書類

市長が指示する書類

岡崎市鳥獣害対策事業費補助金実績報告書

(宛先) 岡崎市長

住所又に	は所在地	
	団体名	
(代表者)	氏 名 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印し	(※) こてください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で交付決定がありました鳥獣害対 策事業は、次のとおり完了しました。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び精算額 交付決定額 ¥ , -精 算 額 ¥ , -
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 収支精算書
 - (2) 領収書等
 - (3) 設置完了写真